

工事請負契約等に係る指名停止等措置状況

指名停止の期間中は、下請負契約は禁止されています。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
(株)竹中土木 静岡営業所	静岡県静岡市葵区追手町2-20	令和8年8月26日から令和8年9月25日まで (1か月)	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	株式会社竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の社員が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、同社の社員が令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、1か月の指名停止とする。
富士通Japan(株) 東海支社(静岡)	静岡県静岡市駿河区南町18-1	令和8年8月26日から令和8年9月25日まで (1か月)	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	富士通Japan株式会社の元社員は、令和7年2月から同年3月までの間、当時勤務していた事務所等で親会社の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和8年5月12日、不正競争防止法違反の疑いで埼玉県警に逮捕された。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、1か月の指名停止とする。
前田建設工業(株) 静岡営業所	静岡県静岡市葵区伝馬町24-2	令和8年8月26日から令和8年9月25日まで (1か月)	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	前田建設工業株式会社の社員は、熊本県八代市が発注した工事の入札をめぐり、同社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけた見返りに贈賄行為を行った。なお、贈賄行為の公訴時効(3年)の期間が経過しており、同社社員の逮捕等を行われていない。 このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、1か月の指名停止とする。